

九州農政局福岡県拠点交渉(全農林労働組合福岡分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時: 令和5年12月20日(水) 12:30~12:45(15分)

2. 開催場所: 九州農政局福岡県拠点 3F 会議室

3. 出席者:

九州農政局福岡県拠点	中島 潔	地方参事官
同	宮崎 喜彦	総括農政推進官
同	山浦 夕起子	主任農政推進官
全農林労働組合福岡分会	江口 彰	委員長
同	松尾 正寛	書記長
同	阿南 開	執行委員
同	深町 孝治	執行委員
同	平野 洋一郎	執行委員

4. 議 題: 労働諸条件の改善について 外
(全農林労働組合福岡分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

【宮崎総括農政推進官】

ただいまから、23 全農林福岡分会要求6号に基づく交渉を始めます。

それでは、本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法第 108 条の5の規定に基づく予備交渉において取り決めた事項について報告いたします。

要求事項のうち、交渉対象とする事項につきましては、

「I 労働諸条件の改善について」のうち

1. の「事前の超過勤務命令の徹底」、「超過勤務を縮減すること」について
2. の「より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること」について
3. の事項について
5. の「セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底」について
6. の事項について
7. の事項について
8. の「雇用される障がい者に寄り添った職場環境の整備を行うこと」、「また、障がい者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。」

9. の事項について

「Ⅱ 福利厚生施策の充実について」

「Ⅲ 人事評価制度について」になります。

それ以外の事項については、権限外事項及び管理運営事項に該当することから交渉対象事項とはせず、要望事項として承るとの整理をいたしました。

これを前提としまして、交渉を行います。

【江口委員長】

本日は、お忙しい中、23 全農林福岡分会要求6号に基づく回答交渉の場を設けていただいたことにお礼申し上げます。

既に、中央本部から官房当局へ2024年度予算概算、組織・定員要求の満額確保を求める要請、23全農林要求第2号(2023年秋季要求書)により組織・定員要求、食料・農業・農村基本法の見直し、級別定数の確保などの要求事項について、要求書が提出されているところですが、当分会においては、秋季の要求事項として、組合員からの意見要望を分会班長会議等の場において整理し、先に提出しました要求書のとおりとりまとめたところです。別途、行われました予備交渉において、交渉対象に該当するとされた事項について誠意ある回答を頂けると思っております。

それでは、要求概要を松尾書記長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【松尾書記長】

それでは、私から要求事項の趣旨について説明させていただきます。

1点目として、Ⅰの1～3超過勤務縮減についてです。度重なる定員合理化計画による定員削減により、各チームとも人員が減少している中で、特定の職員に業務が集中することがないように、管理職員のマネージメント力が問われていると思います。

また、ご存じのとおり、平成31年4月より民間企業においては罰則付きの上限規制の導入など、働き方改革関連法が順次施行されるなか、公務においても人事院規則が改正・施行され原則として1箇月について45時間かつ1年において360時間の範囲内とする超過勤務の上限が措置されたところです。

更には、令和7年度の組織再編を見据えた業務の見直しが進められていますが、人員見合いの業務となるよう既存業務を確りと見直して、限られた人員の中で効率的な業務運営が出来る体制を確立していただきたいと思っております。

また、職員の健康管理や良好な職場環境のためにも、超過勤務の縮減は不可欠と考えますので、年間を通じた超過勤務の縮減となるような対策に取り組んでいただきますようお願い致します。

2点目として、Ⅰの5セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントについてであります。

毎年、労働条件点検期間においてアンケート調査を行っておりますが、組合員にとつ

ては非常に関心の高い事項であります。パワーハラスメントは、非人道的行為であることは言うまでもありませんが、管理職員から職員へ、また、職員同士でも起こりうる問題であると考えます。発生した際の対応はもちろんのこと、発生しないことが最重要であると考えますので、引き続き防止策の徹底をお願い致します。

3点目として、Ⅰの6、7、9 年次休暇や夏季休暇の取得及び育児・介護のための休暇取得等についてであります。職員の健康管理や余暇の充実など、ワークライフバランスの観点からも計画的な年次休暇等の取得が必要と考えます。また、男性の育児休業等についても取得しやすい職場環境及び雰囲気づくりをお願い致します。

4点目として、Ⅰの8 障がい者雇用についてであります。現在2名の障がい者が雇用されているところですが、障がい者に寄り添った職場環境の整備を行うこと及び職員への理解を得るための仕組みを構築するなど、障がい者と健常者が共に働きやすい職場となるようお願い致します。

次に、Ⅱメンタルヘルスについては、長年に渡る定員合理化による人員削減や業務過重及び歪な年齢構成などにより、精神的負担が増大しているという職員からの声が多くあります。このような状況の中、ストレスを抱える職員が一人で悩み、心の病に陥らないよう、日頃から職員とのコミュニケーションに努めていただき、併せて、目配り・気配りを行うことで未然防止に繋げていただくようお願い致します。

最後に、Ⅲ人事評価制度については、常日頃から管理職員が職員とコミュニケーションを図り面談時には適切な指導・助言を丁寧に行うことなど、評価者への指導をお願い致します。

以上、よろしく申し上げます。

【中島地方参事官】

福岡分会の皆さんには、日頃の業務運営に関しまして適切に対応いただき感謝申し上げます。

提出されました要求書について、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の趣旨を遵守しながら交渉を行いたいと考えております。今回の要求事項のうち、交渉対象事項以外の事項については、ご要望として承り、当方の人事管理運営の参考とさせていただきます。それでは、交渉対象事項について回答させていただきます。

まず、Ⅰ 労働諸条件の改善について回答します。

1番、2番、3番については超過勤務縮減についての項目となっておりますので、あわせて回答したいと思います。

超過勤務縮減は、従来から重要な課題であると認識しており、これまでも超過勤務を命ずる場合には、不要不急の超過勤務は行わないこと及び超過勤務の内容の精査を行ったうえで必要であると判断した場合に命令することとしてきたところです。

縮減に向けては、令和3年3月29日付け局議資料の「新たな超過勤務縮減対策について」を基本に、福岡県拠点における「超過勤務縮減の取組みについて」を定め、当県拠

点全体の縮減目標及び各チーム毎に独自の定時退庁強化日を決定するとともに、各管理職による水・金曜日の早期退庁の呼びかけ等を行うことにしております。

また、週休日及び休日の超過勤務を行わないように努めるとともに、各チームの超過勤務実態を踏まえ管理職員から超過勤務実態について報告を求めて効率的な業務運営・超過勤務縮減についての話し合いを行い、必要に応じ業務の見直しの検討を行う等改善に向けた指示を行っています。

平成 31 年 4 月 1 日から超過勤務の上限等に関する措置が施行され、超過勤務命令の上限時間が設けられたところであり、管理職員及び各職員にも措置の趣旨について周知を行っているところです。なお、超過勤務時間の実績については、令和 4 年度の平均時間が 2 時間 47 分に比べて本年度 11 月末までの平均時間は 3 時間 56 分であり、昨年度より増加傾向となっております。要因としては、新たな業務（人材システム・GSS 導入初期に係る対応、セキュリティ・文書監査など）がありやむを得ず超過勤務となっております。

超過勤務の縮減は、職員の健康管理とコスト意識をもった効率的な業務運営を進めていく上で、極めて重要な事項であると考えており、今後とも一層の超過勤務縮減に向けて、引き続き指導を徹底してまいりたいと考えています。さらに、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限まで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、管理職員に徹底してまいります。

次に、5 番のセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶につきましては、風通しのよい職場環境を作る上で非常に重要な課題だと考えております。

福岡県拠点におきましては、昨年 12 月 4 日から 10 日までの国家公務員ハラスメント防止週間に併せて、全職員を対象に研修資料の配布を行い、理解度を確認するためハラスメントチェックシートの回答を実施し、より理解を深めてきたところです。また、10 月には、昇任した職員を対象にハラスメント防止に係る e-ラーニング研修、同月には九州農政局管理職ハラスメント研修に 3 名が参加、11 月には人事院主催の幹部・管理職ハラスメント防止研修に 1 名が参加しております。更には、人事院作成のハラスメント動画を視聴するよう管理職に指示するなど、様々な啓発活動を行っています。

引き続き、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止に取り組んでまいります。なお、当県拠点の相談員は宮崎総括農政推進官及び山浦主任農政推進官が任命されています。

次に、6 番と 7 番については、休暇・休業等の項目となっておりますので、あわせて回答したいと思います。

年次休暇や夏季休暇を計画的に取得しやすい職場環境については、各チームにおいて 1 年間の取得計画表の作成やゴールデンウィーク及び夏季休暇取得等の際に年次休暇と組み合わせて長期連続休暇となるよう、定例会議等の場において周知し取得促進に努めています。なお、9 月末時点で年次休暇の使用日数が 5 日未満の職員を調査・把握

し業務に支障のない範囲で計画的に使用できるよう促すこと、年間5日以上取得できなかった職員には、当該職員とその勤務管理者にアンケート調査を実施して、その要因を分析するなどの取組を行います。

また、本年4月から勤務時間制度の改正が行われ、フレックスタイムの柔軟化や早出遅出勤務の拡充が行われており、男性職員の育児休業・休暇の取得及びテレワークの推進など、家庭と仕事の両立を支援するための環境づくりを進めてまいりたいと考えています。

今後とも、職員が休暇等を取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に8番の障がい者雇用については、令和元年7月16日から地方参事官室に2名の期間業務職員を雇用しているところです。

採用後は、定期的に行うミーティングを始め相談体制を充実し、福岡市障がい者就労支援センターのジョブコーチ等と連携をとりながら、安定的に働くことができる環境整備に努めているところです。

今後とも、雇用された障がい者とのコミュニケーションを密にし、障がい者・健常者が共に働きやすい職場環境となるよう考えています。

次に9番の管理職員と職員とのコミュニケーションについては、何でも相談できる職場環境づくりが非常に重要なことと考えており、管理職に対しては、常日頃から職員との話し合いの場を設けるなど、風通しが良く十分なコミュニケーションがとれる雰囲気を作るよう指導しているところです。

今後とも、職場のコミュニケーションを図るよう管理職員に対して指導を徹底してまいりたいと考えています。

続いて、Ⅱ 福利厚生施策の充実について回答します。

メンタルヘルス対策については、非常に重要な課題と考えており、福岡県拠点においても従来から取り組みを行ってきたところです。省内統一の「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」及び運用方針に基づき、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のための職場内の相談体制や外部の専門機関に相談できる体制が整備され、職場と専門家等が連携して対応しているところです。

また、昨年11月には「農林水産省ストレスチェック制度実施要領」に基づき、ストレスチェックを実施しました。本年度も12月11日～22日まで実施しているところです。

管理職員に対しては、何でも相談できる職場環境をつくるため、日頃から職員と向き合い話し合いの場を設ける等、風通しが良くコミュニケーションが十分とれる雰囲気づくりに努めるよう指導しているところです。

今後とも、心の健康保持と病気の早期発見・早期治療及び円滑な職場復帰と再発防止を図る観点から、職員への目配りや管理職員の資質の向上に努めるとともに、関係部署との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、Ⅲ人事評価制度について回答します。

人事評価の各期面談については、評価者の意識の共有化や職場の業務改善等に結びつけていくことが重要な事と認識しており、面談時においては、評価者が被評価者に対する指導・助言を行うにあたっては、丁寧に説明するとともに日常的に職員の状況を把握し助言をするよう周知徹底してまいりたいと考えています。

また、評価者の資質向上を図るとともに、被評価者に対して評価制度や評価結果の活用について、可能な限り分かりやすく解説するよう引き続き徹底してまいります。

以上です。

【江口委員長】

ただいまの地方参事官からの回答では、職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境づくりという観点を強調されていたと思います。それぞれの立場で、国民のニーズに対応しなければなりませんので、これからも、職員の健康管理に十分ご配慮いただきたいと思います。

また、定員削減等の影響で個々の業務量が増大している状況にありますが、引き続き、明るく働きやすい職場環境づくりのため、定例会議等の場を通して各管理職員への指導を頂きながら、良好な労使関係が保たれますよう、ご対応方よろしく申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

【中島地方参事官】

今後ともよろしく申し上げます。

【宮崎総括農政推進官】

それでは、これで交渉を終了します。

23全農林福岡分会要求6号
2023年12月1日

九州農政局地方参事官（福岡県担当）
中島 潔 殿

全農林労働組合福岡分会
委員長 江口 彰



要 求 書

農林水産省においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、食料安全保障の確立と農林水産業の持続的な成長をはじめとする新たな農林水産施策が展開されているなか、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務が慢性化するなど極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の下、私たちは当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記事項は、私たち組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 九州農政局福岡県拠点として、事前の超過勤務命令の徹底、職場における厳格な勤務時間管理を実施し、超過勤務を縮減すること。
2. 九州農政局福岡県拠点として、超過勤務の上限規制を完全に遵守するとともに、より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること。
また、超過勤務手当について全額支給すること。
3. 九州農政局福岡県拠点として、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限いっぱいまで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、現場管理者に徹底すること。
4. 九州農政局福岡県拠点として、勤務間インターバルの確保を図ること。

5. 九州農政局福岡県拠点として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
6. 九州農政局福岡県拠点として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。
また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
7. 九州農政局福岡県拠点として、ワークライフバランスの確保や育児・介護のための休暇等が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
8. 障がい者雇用について、九州農政局福岡県拠点として、雇用される障がい者に寄り添った職場環境の整備を行うこと。
また、職員に対し、障がい者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障がい者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。
9. 九州農政局福岡県拠点として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

II 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、九州農政局福岡県拠点におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

IV 職場環境改善について

(別紙のとおり)

(別 紙)

1. 県域・地域拠点について、農政改革の現場段階での推進や輸出力強化などの新たな課題への対応等、現場と農政を結ぶ機能の充実・強化を図るために必要な人員を配置すること。
併せて、業務の効率化や見直しについても、現場組合員の意見等をしっかりと反映すること。(参事官室班)
2. 管轄地の広域化に伴い、貨物車タイプの官用車は後部座席に乗車しての長距離移動が不向きのため、九州農政局福岡県拠点として、必要台数をセダンタイプ等へ更新すること。(参事官室班) (消費安全1班)
3. 九州農政局福岡県拠点として、管轄区域の広域化に伴い、効率的な業務の観点から、カーナビの更新を定期的におこなうこと。
また、万が一の事故発生時に備え、ドライブレコーダーの整備を図ること。
(消費安全1班) (消費安全2班) (参事官室班)
4. 周辺地域等への影響も配慮しつつ、勤務時間外における喫煙場所を1カ所設置すること。(経営安定班) (統計班) (消費安全2班)

以 上